

大口南小学校いじめ防止基本方針

R5. 2改定

1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義される。（いじめ防止対策推進法第2条）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

「いじめ」の原因はいじめられている児童にはない。児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合、「いじめ」として認知する。「いじめ」は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。そこで、全職員が日頃から協働して小さなサインを見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が安心して楽しく学べる場でなくてはならない。児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

また、日頃から家庭・地域・関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめ防止等の対策に取り組んでいく。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等の対策にあたるため、全職員による「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を組織する。また、個別のいじめ事案への対処等に関する措置を実効的に行い、組織的に対応するために、「校内対策委員会」を組織する。

「校内対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、保健主事、養護教諭、担任、学年主任、その他の関係教職員などから、組織的対応の中核として機能するような構成員をいじめ事案の実情に応じて組織する。その構成員には、必要に応じて心理の専門家であるスクールカウンセラー等を加える。また、警察官、弁護士、医師等の外部専門家のアドバイスをうける。

(1) 「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」の役割

① 組織的な指導体制

いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を整える。

② 校内研修の充実

隔月で「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を行い、いじめや不登校、問題行動についての情報交換や対策を話し合う。また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する研修を行う。

③ 学校いじめ防止基本方針の見直し

保護者による学校評価アンケートや「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」で、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を確認し、改善策を検討する。

④ 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針について、年度初めに保護者や地域等に説明することで、いじめ問題の重要性の認識を広める。また、学校ホームページで公開し、保護者や地域住民が確認できるようにする。また、いじめ防止に関する取組を発信することで、地域や家庭との緊密な連携協力を図る。

(2) 「校内対策委員会」の役割

- ① いじめにかかわる情報があったときに緊急会議を開き、調査等により事実関係の把握に努め、いじめであるか否かの判断をする。
- ② いじめの被害児童に対する支援および加害児童に対する指導・支援、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

① いじめについての共通理解

いじめ問題について、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」や校内研修で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

児童に対しても朝会や学級活動などで、校長や教職員が日常的にいじめ問題について触れ、いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであって、「決して許されない」との雰囲気を高める。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ 自己肯定感や自己有用感を育む

「学級経営がすべての教育活動の基盤を成す」を念頭に置き、児童同士の関わりを大切にしたい学級経営の充実を図る。学級が学習の場であると同時に生活の場であることを認識し、児童一人一人が「居場所」を感じられるような学級づくりに努める。

教師は、児童の活動や努力を認める言葉がけを行い、「学び合う」「認め合う」「高め合う」授業づくりをして、児童の「自己肯定感」「自己有用感」を育む。

④ いじめが生まれる背景と指導上の注意

発達障害を含む障害のある児童や外国籍児童など、特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネットいじめ」の被害者や加害者にならないよう、継続的に指導する。

教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

感染症にかかわるいじめが起きないようにするために、普段から感染症について正しく伝え、感染症にかかった児童を責めることのないよう、継続的に指導する。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童会による人権集会の開催や「あすなろっこ」運動の取組など、児童自らがその意義を理解し、いじめの問題について主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報を交換し、情報を共有する。そして、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを積極的に認知する。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを「校内対策委員会」が判断する。

① 健康観察および欠席・遅刻の状況やQ-U調査（年2回）の結果分析から、児童の状況を把握する。特に、Q-U調査のいじめに関する項目である「いごこちのよいクラスにするためのアンケート（7.8.9.12）」の4項目については、丁寧に見取る。また、休み時間中の児童の様子に目を配ったり、日記や作文等を活用して交友関係や悩みを把握したりする。

※ Q-U調査は、卒業後5年間保管する。

② 定期的なアンケート調査や教育相談「にこにこタイム」（年3回）の実施により、いじめの実態把握に努め、児童が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

※ 心と体のアンケートは、卒業後5年間保管する。

③ 個人懇談会での情報だけでなく、連絡帳や電話などで保護者から寄せられる情報を確実に受け止め、家庭や学校での児童の様子を共有し合う。

④ 保健だよりや学年通信などを通して、保健室やスクールカウンセラーの利用、電話相談窓口について広く周知し、児童やその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。

⑤ 登下校時パトロールの方や民生委員・児童委員との情報交換会を定期的に行い、地域における児童の様子を把握する。

(3) いじめに対する対処

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、担任および学年主任、生徒指導担当者に直ちに報告し情報を共有する。「校内対策委員会」を組織し、関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって町教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

② いじめられた児童またはその保護者への支援

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除き、児童の安全を確保する。また、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。

③ いじめた児童への指導またはその保護者への助言

加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行い、適切な支援を行う。また、必要に応じて心理の専門家であるスクールカウンセラーや警察官、医師等の外部専門家と協力して、いじめをやめさせ、再発を防止する対処をする。

いじめの事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう、継続的な助言を行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに伝える勇気をもつように伝える。なお、学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

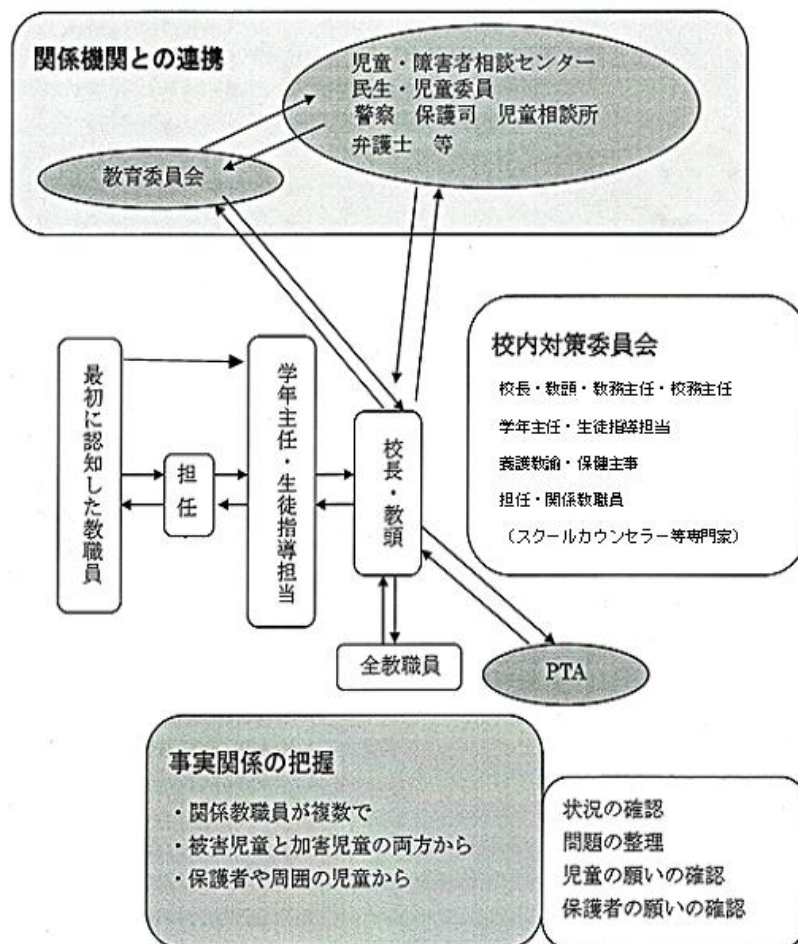
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置をとる。必要に応じて法務局や警察等とも連携して適切に援助を求める。

※ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※加害行為（インターネット上を含む）が3か月止んでいる。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（本人及びその保護者に面談等により確認）



4 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態への対処については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【28 文科初第 1648 号通知】」により対応する。